

「介護予防・日常生活支援事業」

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防の2つからなります。

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。
- 65歳以上の方は、介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です。）

一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするために教室（介護予防教室）などを実施します。
例えば、スポーツ施設のインストラクターによる筋力・歩行能力を向上させるためのペルウォーキングや体操などの介護予防教室を、期限を定めて実施します。
(健東シニア応援塾、ブルーウォーキング、ココトレチャレンジ、男前運動教室、返納すると言う勿れなど)

介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。

● 訪問型サービス

- 訪問型サービス
- ・お元気見守り食事サービス
- ・介護予防ケアマネジメント
- ・すこやかヘルパー
- ・短期集中予防サービス

● 通所型サービス

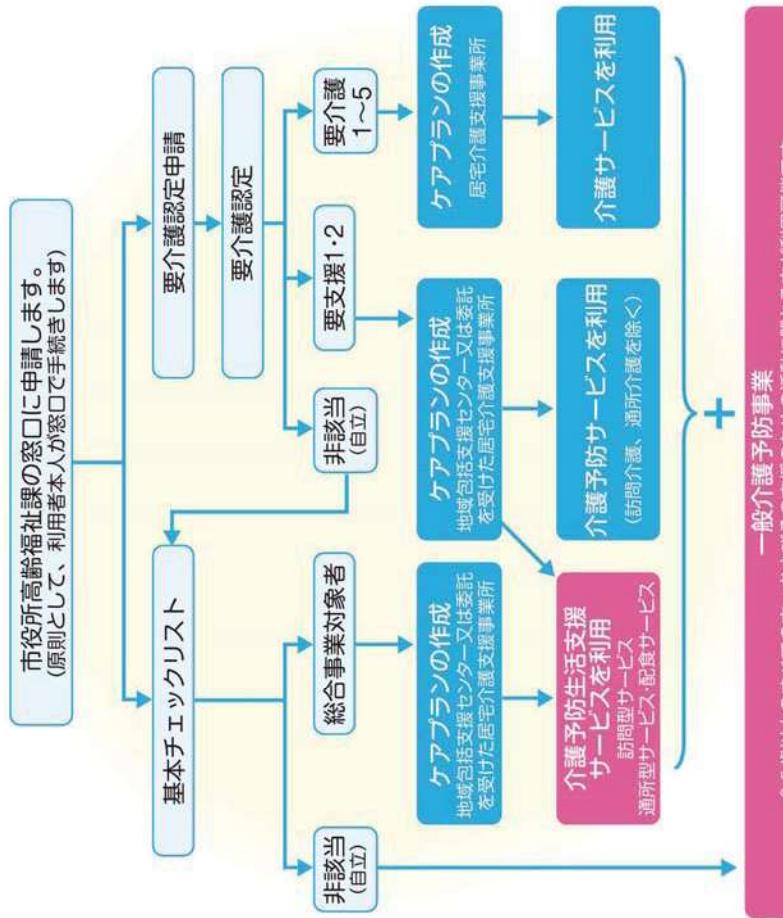
- 通所型サービス
- ・通所型サービス
- ・すこやかデイサービス
- ・お出かけエーネサービス



支援総合事業」つてなに？

の支援を目的とした事業で、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防の2つからなります。

サービス利用までの流れ



介護予防支援

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できることを補助するだけではなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。